

公益社団法人 S S P 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、公益社団法人 S S P と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県相模原市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、障害者自身がオートバイを運転することを支援することにより、障害者の可能性を広げ、障害者の自立と社会参加を促進し、障害者の福祉の増進と共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者オートバイ運転支援事業
 - (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 各会員の種別は、理事会の決議により別に定める会員規程による。
- 4 その他会員に関する事項は、定款に定めるほか、会員規程によって定めるものとする。

(会員の資格の取得)

第7条 当法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、当法人所定の入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第8条 当法人の事業活動に必要な費用に充てるため、会員は、別に定める会員規程により会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 会員としての義務に違反したとき
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 総正会員の同意があったとき。
- 2 会員がその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した第8条の負担金その他の拠出金は返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、第6条第1項第1号の正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代理理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的たる事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 社員総会の招集通知は、社員総会の日時、場所、目的である事項及びその他法令で定める事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊関係がある者を含む。）及びこの法人

の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 当法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 役員は、第21条第1項で定めた役員の定数が欠けた場合には、辞任または任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解任）

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内において、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に

従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（取引の制限）

第 28 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は限定）

第 29 条 当法人は、役員 of 法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 当法人は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、非業務執行理事等（理事《業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。》及び監事をいう。）の法人法第 111 条第 1 項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、0 円以上であって理事会があらかじめ定めた額と法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第 6 章 理事会

（構成）

第 30 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事の選定及び解職
- 2 当法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の承認を要する。

（招集）

第 32 条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（決議）

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 7 章 基 金

(基金の拠出)

第 36 条 当法人は、社員又は第三者に対し、法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

第 37 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 38 条 当法人は、第 47 条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず当法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

3 当法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還手続き)

第 39 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第 141 条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第 2 項の基金の返還の手続きについては、理事会の議決により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第 40 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 41 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的財産取得残額の算定）

第44条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（剰余金の不分配）

第45条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第46条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

（解散）

第47条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 附 則

（設立時社員の氏名及び住所）

第50条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

群馬県高崎市元島名町1382番地7

青木 宣篤

神奈川県相模原市緑区向原3丁目20番地8

青木 治親